保証契約書

和歌山市長（以下「甲」という。）と契約保証人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項による保証契約を締結する。

第１条　乙は、次の委託業務に係る委託契約（この保証契約の締結の後、当該委託契約が変更された場合は、変更後の委託契約を言う。）について、受託者がその債務を履行しないときは、受託者に代って委託業務を完成させるものとする。

（１）委託業務名

宮北・中之島・四箇郷北・大新小学校給食調理等業務

（２）履行場所

和歌山市納定２１番地	和歌山市立宮北小学校
和歌山市中之島１４９１番地	和歌山市立中之島小学校
和歌山市有本３２１番地	和歌山市立四箇郷北小学校
和歌山市新大工町２３番地	和歌山市立大新小学校

（３）委託業務内容

（２）に示す履行場所における調理業務、洗浄等関連業務

（４）受託者

（５）契約締結年月日　令和　　年　　月　　日

（６）履行期間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（７）委託金額　　円（消費税及び地方消費税分含む。）

第２条　甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、委託業務を完成することを請求することができる。

（１）履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（３）前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項の請求があった場合における受託者及び委託業務を完成した保証人（以下「委託業務完成保証人」という。）に係る委託代金債権の帰属及びかし担保責任は、次のとおりとする。

（１）全委託業務に対する受託者が施行した委託業務の施行済みの部分に相当する委託代金債権は、受託者に帰属する。

（２）委託業務完成保証人が施行した部分に係る委託代金債権は、委託業務完成保証人に帰属

する。

（３）受託者及び委託業務完成保証人は、かし担保については、連帯してその責に任ずる。

この契約締結の証として本書３通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委託者　　甲　　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

契約保証人　乙

受託者